

高齢者菜園利用のしおり

▼（目的）

高齢者の方が、土壌に親しみ、自然とのふれ合いを通じて健康の増進を図ることをめざして開設する高齢者菜園の利用について必要なことを定めています。

▼（菜園の開設）

市が所有者の協力により農地をお借りし、高齢者菜園として開設しています。

▼（利用条件）

利用区画は、約10㎡をもって1区画とし、原則として1世帯あたり1区画とします。

▼（利用期間）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間（利用者が辞退し、補欠者がその後を利用するときは、令和7年3月31日までの残存期間）。ただし、菜園用地所有者への返還その他特別の事由が生じたときは、この限りではありません。

▼（利用者及び区画の決定）

菜園の区画数を申込者数を超えるときは、抽選によって利用者を決めるものとします。利用区画は、抽選により当選者に割り当てます。

▼（利用者の負担）

名 称	年間共同管理費	散水用水
神田菜園	無料	利用者により準備する
渋谷菜園	無料	利用者により準備する
畑菜園	1,000円	菜園内の井戸水を使用可能

▼誓約事項

以下のとおり、申込時にご署名いただきました誓約書の事項を厳守してください。

- 畦や通路などの共有部分の維持管理（雑草の除去やゴミの処分等きれいな状態に保つ）は、利用者共同で行う。
畦や通路などの共有部分の維持管理（雑草の除去やゴミの処分等きれいな状態に保つ）は、利用者共同で行う。
- 雑草等のゴミや汚物は放置せず、持ち帰り処分する。
- 区画（畝）の土の量が十分ではない場合、利用者により栽培に適した用土等を準備し、又は他の利用者に支障が出ない範囲で共有部分から土を移動させることとする。
- 神田菜園、渋谷菜園では、利用者により散水用水を準備する（※溝や水路の水はご利用いただけません）。
- 利用の権利を譲渡、転貸又は交換してはいけない。
- 利用することができなくなった又は一定期間耕作しない場合は、速やかに高齢・福祉総務課に申し出る。
- 利用終了時は、原状に戻し、返還する。
- 野菜、草花の栽培以外の目的に利用しない。
- 利用者が受けた損害は、利用者において解決するものとし、市はいかなる責任も負わないものとする。
- 野菜、草花の栽培以外の目的に利用しない。
- 菜園の隣地との塀に農具等を立てかけない。
- 持ち物に名前を書く。
- 火気を使用しない。
- 禁煙とする。
- 利用時間は、近隣の迷惑にならない範囲で早朝から日没までとする。
- 自動車で来園しない（短期間の積込み・荷下ろしを除く）。
- 利用者が受けた損害は、利用者において解決するものとし、市はいかなる責任も負わないものとする。
- 本誓約事項や法令等が厳守されない場合、市長は、利用の決定を取り消すことができる。